

## 介護保険料の納付について

皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を運営するうえで大切な財源となっています。介護が必要となった時に安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納期内に納めましょう。

また、納付書を使用して納めていただいている方については、金融機関の預金口座からの自動振替により納付することができますので、ご利用ください。



### 介護保険料を滞納すると次のような制限を受ける場合があります。

- 1年以上滞納した場合  
サービス費用の全額をいったん自己負担していただきます。その後、申請をすることにより保険給付分（9割）が支払われます。
- 1年6か月以上滞納した場合  
サービス費用の全額をいったん自己負担していただきます。申請後も保険給付の一部または全額が一時的に差し止めになります。
- 2年以上滞納した場合  
未納期間に応じて、自己負担割合が通常の1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費の支給を受けられなくなります。

## 介護保険料の減免制度について

世帯全員が住民税非課税の方で、生活困窮により納付が困難な方を対象とした減額制度があります。



- 対象となる方
  - ・世帯全員が住民税非課税の方（保険料段階が2段階または3段階の方）
  - ・世帯の年間収入が120万円以下（世帯員が3人以上の場合は、1人につき40万円を加算）
  - ・固定資産等が一定基準以下の方
- 申請に必要なもの
  - ・印鑑
  - ・介護保険料納入通知書
  - ・収入額を証明できるもの（年金支払通知書、源泉徴収票、確定申告書など）

### 問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 0194-61-3355  
久慈市介護支援課 0194-61-1112  
洋野町福祉課 0194-65-5915  
野田村住民福祉課 0194-78-2927  
普代村住民福祉課 0194-35-2113

お気軽にご相談ください



### 駆け込み専用電話を設置しました

久慈消防署と各分署の玄関脇に駆け込み専用の電話を設置しました。この電話は災害時の一般加入電話や携帯電話がつながりにくい時などに、受話器を取るだけで直接119番通報できるもので、指令センターでは通報した場所や通報者の映像が確認できるものです。